

不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 農業振興課

不利益処分の内容	農村振興総合センターの原状回復	
根拠法令等及び条項	栃木市農村振興総合センター条例第13条	
処分基準	根拠条項	栃木市農村振興総合センター条例第13条
	参考事項	
	設定等年月日	令和 年 月 日設定 令和 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 栃木市農村振興総合センターの施設等の原状回復（条例第13条）          利用者は、センターの利用が終わったときは、直ちに原状に回復しなければならない。</p>	